

お知らせ《 Information 》

平成25年分所得税の確定申告について

平成25年分の申告期間は、2月17日（月）から3月17日（月）までとなります。

なお、むつ税務署における申告書の作成指導と受付は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までです。

※申告書の作成は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると非常に便利です。

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、所得税や消費税の確定申告書などを作成できる便利なシステムです。また、作成したデータは印刷して書面で提出できる他、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して、インターネットで自宅や事務所などから提出することができます。

申告書の作成・提出は、さらに便利で使いやすくなった e-Tax をお勧めします。詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

※給与所得者などの還付申告は、2月17日（月）以前でも提出できます。還付金の受取りは、銀行などの預貯金口座への振込みが便利です。

＜お問い合わせ先＞ むつ税務署 ☎0175-22-3294

事業者の方へ



消費税法改正等のお知らせ

消費税（地方消費税を含む。）の税率が平成26年4月1日から8%<sup>(※)</sup>になります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

総額表示義務の特例が設けられています。

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁 検索

税務署からのお知らせ

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください

○国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が多発しています。

○不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

むつ税務署 総務課 ☎0175-22-3294

蜜蜂飼育届の提出を

養蜂振興法により、蜜蜂飼養者に対し飼育届の提出が義務化されています。1月1日現在の飼育届を住所地の地域県民局地域農林水産部へご提出ください。

○対象：養蜂業者、趣味でミツバチを飼育している方、園芸農家の方

もし、ミツバチに異常がある場合にはむつ家畜保健衛生所（☎22-1254）に相談してください。

＜お問い合わせ先＞

下北地域県民局地域農林水産部畜産課 ☎22-8581

第36回東通村子ども会郷土芸能発表会開催のお知らせ

◇開催日時：平成26年2月16日（日） 9：30～

◇場 所：東通村体育館

※お 願 い：上履きをご持参下さいますようお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞

東通村子ども会育成連合会事務局（村体育館内）

☎27-2200

